

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ◆ 子ども・子育て会議（第47回）開催される  
—土曜日における保育に関するヒアリング …………… 1
- ◆ 11月は「児童虐待防止推進月間」です（厚生労働省） …………… 3
- ◆ 乳幼児突然死症候群（SIDS）の啓発活動を  
—「乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間」（厚生労働省） …………… 3
- ◆ ヒアリへの注意喚起（厚生労働省） …………… 3

## ◆子ども・子育て会議（第47回）開催される —土曜日における保育に関するヒアリング

令和元年10月31日、子ども・子育て会議（第47回）が開催されました。

土曜日における保育に関するヒアリングが行われ、塚本秀一氏（社会福祉法人湘南学園保育の家しょうなん園長／公益社団法人全国私立保育園連盟常務理事）が「土曜日保育における現状と課題」を発表しました。

塚本氏の発表内容は、保育三団体協議会において協議されたものであり、本会としても支持しています。

- 保護者の土曜日保育のニーズに基づいて保育を実施しているため、出席人数によって減算される理由とはならない。
- 80%以上の園が延長保育を実施しており、1日の開所時間は12～15時間、週の開所時間は72～90時間であり、そうした保育の現場を週40時間勤務の保育士等が支えている。
- 現行の公定価格は不十分である。土曜日保育を議論するのは、公定価格の不十分さが改善されてからではないか。

(資料1「土曜日保育の現状と課題」13ページから抜粋)

- ・財政審の改革方向性で示された、「土曜日の園児や職員の出席数に着目して公定価格の減算調整」は、月額で公定価格が支払われ、月給で職員を雇用し、しかも十分でない公定価格である現状では、減算調整は保育現場の職員処遇をさらに過酷にし、保育士不足に拍車をかけるような、現状に逆行した対応といえる。
- ・また、多くの自治体において、国の公定価格では不十分なため、地域性を考慮して、認可保育所や認定こども園に対して「都道府県や市区町村の単独補助」がなされている。それはその自治体の子育て支援に対する考え方や保育現場の願いを受け止めた結果、構築されてきているもので、この点も忘れてはならない。
- ・まずは、現行の公定価格を現状の開所に対応した十分なものに改善することが必要ではないか。

次に、「新制度施行後5年の見直しに係る検討事項」について、内閣府から説明がありました。本会森田信司副会長の発言要旨は次のとおりです。

(森田副会長 発言要旨)

- 土曜日の現状については塚本氏の発表に賛同する。  
土曜日のみを取り上げるのではなく、平日の11時間開所に加えて延長保育を実施する中で、時差出勤や時間外勤務、定数外の職員配置により、保育所は成り立っていることを踏まえて議論していただく必要がある。
- 経営実態調査（令和元年度）の結果を見ても、保育所の収支差率は以前の調査結果より悪化している。調査結果の数値は平均値であり赤字施設も含まれる。赤字の解消（収支の改善）についても検討されるべきである。
- 夜間保育加算について、例えば給食の調理は昼食と夕食の準備があり調理員1名では成り立たない。また、職員の勤務が深夜に及ぶこともあり、これらへの配慮が必要である。
- 質の高い保育をめざす際には、OECDの調査結果や諸外国の取り組みも参考とすべきではないか。また、非認知能力の向上を考えても、現在の職員配置ではそれが実現できるとは言い難い。  
職員配置の改善が含まれた0.3兆円超の質の向上のための財源について、早急に確保していただきたい。

資料・動画は内閣府ホームページをご参照ください。

■内閣府トップページ>内閣府の政策>子ども・子育て本部>子ども・子育て支援新制度>子ども・子育て会議等>子ども・子育て会議

[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo\\_kosodate.html](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate.html)

## ◆11月は「児童虐待防止推進月間」です（厚生労働省）

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあります。子どもの「命」と「権利」、そしてその「未来」は社会全体で守らなければなりません。

11月は「児童虐待防止推進月間」です。児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など種々な取り組みの推進にご協力をお願い申し上げます。

（令和元年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱 抜粋）

### 基本方針

- (1) 児童虐待防止問題への国民の理解の浸透及び児童虐待防止に向けた国民的意識の高揚・定着
- (2) 地域社会に根ざした児童虐待防止に向けた取組の促進
- (3) 児童虐待防止に向けた取組における関係団体、関係機関、地域住民等の連携強化

### 標語

『189（いちはやく） ちいさな命に まったなし』石居くるみさん（東京都）の作品

詳細は、資料1の実施要綱をご参照ください。

## ◆乳幼児突然死症候群（SIDS）の啓発活動を —「乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間」 （厚生労働省）

乳幼児突然死症候群（SIDS）とは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児に突然の死をもたらす疾患であり、乳児の死亡原因の上位を占めていることから、その発症の低減を図るための対応が強く求められています。

平成11年度より、11月を乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間と定め、SIDSに対する社会的関心の喚起を図るとともに、重点的な普及啓発活動を実施しています。会員施設においても、啓発活動へのご協力をお願い申し上げます。

詳細は、資料2をご参照ください。

## ◆ヒアリへの注意喚起（厚生労働省）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき特定外来生物に指定されているヒアリについては、平成29年6月に国内で初確認後、国内定着を防ぐために関係省庁が連携して水際での防除に取り組んできたところですが、本年9～10月にも東京港青海ふ頭において有翅女王アリが確認されました。

保育所・認定こども園等の敷地内において、ヒアリを発見した場合等には、関係部局・機関と十分連携の上、ご対応いただくようお願い申し上げます。

詳細は、資料3をご参照ください。